平成２６年（フ）第８６４号
千葉県成田市三里塚277番地３
破産者　星野　通明
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１９号
神奈川県横須賀市津久井２丁目３番22号　スプレンダーＫＳ102
破産者　小机真利子（旧姓柴戸）
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１３３号
福井県丹生郡越前町江波第87号22番地
破産者　小山としゑ
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
福井県越前市八幡１丁目第93号17番地の５
破産者　栗田　信幸
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
福井市三郎丸町第26号９番地、住民票上の住所福井市北四ツ居町第16号３番地　松林修方
破産者　北　　兼二
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９１号
長野県安曇野市穂高有明4256番地１　柳原方
破産者　藤沢　正尚
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４９号
徳島県美馬市穴吹町三島字舞中島1565番地
破産者　三宅　和代
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第２７０号
香川県東かがわ市三殿727番地
破産者　木村　祥一
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第９５号
熊本県八代市古城町1705　八代更生病院内、住民票上の住所熊本県葦北郡芦北町大字佐敷376番地
破産者　西﨑　寅男
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第３０号
大分県中津市大字大塚755番地５　アネシス大塚202
破産者　中村　智幸
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第２０６号
鹿児島県鹿児島市東郡元町８番10号　サーパス鴨池通り808号
破産者　宇都　隆二
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５０号
鹿児島県姶良市東餅田4123番地１
破産者　池田　美香
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第３５７号
東京都港区芝浦３丁目14番19号
破産者　株式会社総合技研（旧商号株式会社ＴＴＳ）
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０８１号
東京都葛飾区白鳥４丁目３番15号
破産者　株式会社キャムブレーン
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２５８号
千葉県市川市中国分２丁目16―24
破産者　土師　正男
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６０３号
東京都足立区竹の塚５丁目27―１―910、開始決定時の住所東京都台東区根岸５丁目11―19
破産者　柿澤美智子
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９８８号
東京都品川区豊町１丁目１―６　第３みすず荘105
破産者　野村　俊彦
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１８９号
東京都八王子市子安町３丁目33―15―302
破産者　福永　眞裕
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６号
東京都江東区南砂１丁目５―30―714
破産者　淺井　哲信
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部